

(R6.12.17)
島根県土木総務課建設産業対策室 武田・花岡
TEL:0852-22-5388 FAX:0852-22-5782

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
昭和開発工業（株） 知事-第6606号	荒木 克之	島根県出雲市 西郷町334-1	令和6年12月18日から 令和6年12月31日まで (2週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

昭和開発工業（株）は、令和6年7月1日に猪目川（3災612号）の河川災害復旧工事のため、出雲市猪目町地内においてブロック積護岸のすり付け工の練り石積みを施工していた際、既設の空石積みの一部が作業員の左足首に崩落して負傷する事故を発生させた。

のことについて、同社は出雲労働基準監督署から労働安全衛生法第21条第2項の違反に該当するとして是正勧告を受けた。

4. 指名停止措置理由等

同社が是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4ヵ月以内 (故意又は重過失の場合、 1ヵ月以上)